



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成23年6月9日、次の者を表彰しました。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

産業功労者

會田二郎	春日英紘	坂爪基浩
清水濱	高橋武彦	田中勲
田中國睦	野村和男	秦和陽児
堀部清一郎	松下昭三	森本光洋
小林俊彦	倉澤信隆	小松善彦
齋藤貞夫	滝沢博	仲乙弘
中田英司	山口幸直	茂木守
丸茂伊一	関京子	伊東和美
荻原安治	堀内修身	林ちかゑ
岩岡房俊	清瀧阜陸	

産業功労団体

よこね田んぼ保全委員会

地方自治功労者

萩原清	佐藤雅義	下村聖
中沢一	堀内憲明	村松直幸
吉川達郎	柄澤紀春	原浩
三澤岩視	金田今朝文	北林皎
柳澤一		

学術芸術文化功労者

城田孝一郎	武井勇二	遠藤武文
片桐登	倉石忠彦	

学術芸術文化功労団体

上八町史跡保存会

体育功労者

齋藤治	竹鼻要	千野昭
-----	-----	-----

消防功労者

有澤二三明	奥原集	高山尚也
立野泰	塚田廣実	鳥屋隆一
松原幸雄	渡辺武喜	

統計功労者

川手康津	小林正雪	土屋幸一
松下由江	柳見澤柳枝	

社会福祉功労者

川上満子	横内良一	竹ノ内みはる
------	------	--------

保健衛生功労者

石黒慶次	小松道俊	西村明雄
中谷秀雄		

卓越技能功労者

荻原博行

建設事業功労者

清水利治	高木秀雄	宮澤民人
------	------	------

青少年健全育成功労者

丸山雄一郎

環境保全功労者

吉田利男

環境保全功労団体

特定非営利活動法人信州ビオトープの会

環境美化功労団体

大池楽生園	仁礼宿・花いちもんめの会	中平寿永会
	精進川河川愛護会	

山岳遭難救助功労者

大平信一

防犯功労者

中島英雄

人事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計（超音波式） 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年9月1日から平成28年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市安茂里字米村1978

環境保全研究所 大気環境測定車

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026（235）7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年7月15日（金）午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月12日（火）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水大気環境課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計 3台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

上田市材木町1-2-6 上田局

中野市中央1-4-19 中野局

上田市常磐城835-8 上田常磐城局

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026 (235) 7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年7月15日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月12日(火)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水大気環境課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久市小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社佐久インターワープ

佐久市野沢94-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住 所
トステムビバ株式会社	豆成 勝博	埼玉県上尾市上298-1
テスコジャパン株式会社	マイケル・フレミング	東京都中央区築地6-19-20

ほか12名

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住 所
トステムビバ株式会社	豆成 勝博	埼玉県上尾市上298-1
テスコジャパン株式会社	ビル・オニール	東京都中央区築地6-19-20

ほか12名

4 変更した年月日

平成23年6月15日

5 届出年月日

平成23年6月20日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年7月4日から平成23年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモール・ピア

茅野市豊平3055-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
信州諏訪農業協同組合	金子 文雄	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	金子 文雄	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
有限会社フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
有限会社フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532

4 変更した年月日

平成23年5月27日

5 届出年月日

平成23年6月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年7月4日から平成23年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	金子 文雄	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	金子 文雄	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

ほか 7 名

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

ほか 7 名

4 変更した年月日

平成23年5月27日

5 届出年月日

平成23年6月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年7月4日から平成23年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科4272-10 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオングループ株式会社	午前9時 (年間31日間 午前8時)	午後11時		午後11時
株式会社ノセ眼鏡店				
株式会社池田商会だいけい				
株式会社丸三三原商店				
林 守幸				
株式会社ナカニシ				
株式会社ほていや				
株式会社大谷				
小林製菓株式会社				
クラフト株式会社				
株式会社フォトスター・トゥエンティーワン				
株式会社ミュージックプラザオグチ				
安藤 和彦				
株式会社キャンドウ				
有限会社りんくす				
有限会社山葵村柄ヶ洞農場				
株式会社秀穂				
株式会社グリーンハウスフーズ				
有限会社三英コーポレーション				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～午後11時30分 (年間31日間 午前7時30分～午前0時)	午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間 午前7時30分～午後11時30分、 年間31日間 午前7時30分～午前0時)
2	午前6時30分～午後11時30分	午前6時30分～午後11時30分
3	午前7時30分～午後9時 (年間31日間 午前7時30分～午前0時)	午前7時30分～午後9時 (年間31日間 午前7時30分～午前0時)

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月17日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年7月4日から平成23年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラモール

松本市中央4-9-43

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

片倉工業株式会社

東京都中央区銀座1-19-7

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社			午前9時 (年間100日間 午前8時)	
株式会社東京デリカ				
株式会社キタムラ				
有限会社宮沢雑貨店				
株式会社ハニーズ				
中曾根 晃				
株式会社イーベンス				
株式会社ソーサス				
株式会社ブルーム21				
飯田 義勇				
株式会社サンクゼール				
株式会社堤治	午前9時 (年間10日間 午前8時)	午後11時	午前9時 (年間10日間 午前8時)	午後11時
株式会社田多井薬局				
株式会社ニューキック				
魚長鮮魚株式会社				
山田 研一				
株式会社ノセ眼鏡店				
株式会社さが美				
株式会社池上				
有限会社ハヤマ				
有限会社中央ストアー				
中村漆器産業株式会社				
株式会社大創産業				
ササイ食品製造株式会社				
株式会社フォトスタ・トゥエンティーワン				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間10日間 午前7時30分～午後11時30分)	午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間 午前7時30分～午後11時30分時)

- 4 変更年月日
平成23年7月1日
- 5 届出年月日
平成23年6月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年7月4日から平成23年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成23年7月30日（土）午後2時00分から
(2) 場所 ノルテながの（吉田総合市民センター）大会議室
(長野市吉田三丁目22番地41号)

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・6・9号北長野通り線

平成18年長野県告示第586号の一部について、交差点の隅切り、幅員及び区域を変更します。

(2) 変更案の閲覧

公告日から平成23年7月19日（火）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告日から平成23年7月19日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課

又は長野市都市計画課

- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画道路 3・4・4号中学校線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市豊科総合支所

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、上田市天神三丁目土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月4日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤直喜

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気
契約電力 3,200kW 予定使用電力量 20,414,900kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

(4) 調達場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 入札説明書の交付、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料（140円）を添えて申請してください。

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10
長野県諏訪建設事務所 総務課
電話 0266(57)2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月18日（木）午後2時
イ 場所 諏訪合同庁舎 5階501会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年8月17日（水）午後5時
イ 場所 諏訪合同庁舎 専用郵便番号 392-8601
長野県諏訪建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達產品を安定して供給できることを証明するための書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）、確認のための資料及び「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書」を平成23年8月12日（金）午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までに競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 20,414,900kWh to be consumed in
the Suwako Regional
Sewerage System Toyoda Final Treatment Plant
Contract demand: 3,200kW
- (2) Contract duration:
From October 1, 2011 until September 30, 2012
- (3) Place where the product is procured:
The Suwako Regional Sewerage System Toyoda Final
Treatment Plant
Address: 1866-1 Aza Kohan, Oaza Toyoda, Suwa City
- (4) Contact point for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
Suwa Construction Office, General Affairs Section
1-1644-10 Kamikawa, Suwa City
TEL 0266-57-2933
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00 PM Thursday August 18, 2011
Place: 501 meeting room, Suwa Godo Chosha Bldg.
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery
place:
Time: 5:00 PM Wednesday August 17, 2011
Place: Suwa Construction Office, General Affairs
Section
392-8601 (the exclusive zip code)

生活排水課

正 誤

平成23年6月20日付け長野県告示第452号「生活保護法に基づく医療機関の指定」中

ページ 行 (箇所) 誤

2 表中 このうハートクリニック
正
こうのハートクリニック

地域福祉課